

論点に対する回答

省 庁 名	総務省
論 点	<p>以下の論点について、下記回答欄にご回答ください。</p> <p>従来の紙の書類に基づいた国や地方公共団体の契約事務の見直しを進めるにあたって、民間事業者の間で利用が広がりつつあるサービス提供事業者が利用者の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う電子契約サービス（以下、「クラウド型電子署名サービス」という。）を用いることが可能となれば、国や地方公共団体の契約事務のデジタル化が一段と促進されると考えられる。</p> <p><論点></p> <p>① 地方自治法第 234 条第 5 項では、契約書を電子化する場合には、「当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、」「契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを<u>確実に示す</u>ことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。」とされている。同項で定められている要件は、電子署名及び認証業務に関する法律（以下、「電子署名法」という。）第 2 条第 1 項で定められている電子署名の要件に追加的な要件を課すものか。例えば、「相手方とともに、」及び「<u>確実に示す</u>」（上記下線部）という要件は、いかなる措置を求めると考えられるか。</p> <p>② 地方自治法施行規則第 12 条の 4 の 2、及び、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第 2 条第 2 項において、電子署名と併せて送信する電子証明書について規定されている。国の契約手続におい</p>

ては、電子証明書に関する規定は設けられていないところ、地方公共団体の契約手続において電子証明書の送信とその種類を定めているのはなぜか。

- ③ 国の契約手続においては、電子署名法第 2 条第 1 項の電子署名を用いればよいとされているところ（契約事務取扱規則第 28 条第 3 項）、地方自治法でも同様の取り扱いとすべきではないか。そのため、必要に応じて、法令解釈の明確化のための通知の発出、あるいは、法令の改正を検討すべきではないか。

【回 答】

①について

御提示いただいた論点にある「相手方とともに、」及び「確実に示す」という要件は、いかなる措置を求めるものと考えられるかについては、従来から紙媒体の契約書において地方公共団体の長等とその契約の相手方の双方の記名押印を当該契約書に講じることを求めていたことを踏まえ、電子契約における記名押印に代わる電磁的記録の措置についても地方公共団体の長等と契約の相手方の双方に講じることを求めるために「相手方とともに」と定めたものです。

また、「確実に示す」ものとは、記名押印に代わる措置を定めるに当たって、電磁的記録による代替措置の定性的な定義規定を置いた上でその詳細を省令に規定することとしたことによるものであり、他の法令の規定の例（商業登記法等）に倣って定めたものです。

いずれにしても、地方自治法第 234 条第 5 項の規定は、電子契約において、従来の紙媒体による契約書作成の際の記名押印の措置に代わる電磁的記録の措置について、他の法令の規定や同条を改正した時点の一般的な商取引における電子契約の取扱いの例等を参考として、これらと同等の取扱いとなるように規定したものであり、更に厳格な取扱いを求めることとする趣旨ではありません。

②について

地方自治法施行規則第 12 条の 4 の 2 第 2 項において、インターネット等の電子情報処理組織を使用して契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合に電子証明書を電子署名と併せて送信することとしているのは、インタ

一ネットを経由することによるなりすまし等を防止するために、地方自治法施行規則第 12 条の 4 の 2 を新設した当時の一般的な商取引における電子契約の一般的な取扱いとして電子証明書を使用することが求められていることを明確にするために規定したものです。

なお、この電子証明書に関する取扱いは、現在、国が法令において電子証明書を要することとはしていないものの、運用上、国の政府調達システム（GEPS）において電子証明書を必要とすることとしている取扱いと同じ趣旨によるものと考えています。

③について

①及び②において述べているとおり、現行の地方自治法第 234 条第 5 項及び地方自治法施行規則第 12 条の 4 の 2 の規定は、その制定時の商取引における電子契約の一般的な取扱いを参考に、これらと同等となるように定めたものであり、地方自治法等において更に厳格な定めを講ずることを意図したものではありませんし、今後においても社会経済活動の進展に応じていくことが必要と考えています。

総務省としては、現在の商取引における電子契約の一般的な取扱いの進展を十分に踏まえ、国における電子証明書の運用の見直し等の状況や、電子取引についてのなりすまし防止の対策の進展、電子証明書を必要としない場合の電子取引におけるなりすまし防止の対策に関する所管省庁による運用指針の明確化等の対応状況等を踏まえ、必要に応じて地方自治法施行規則の改正を検討する等、適切に対応してまいります。

(参考)

◇地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（契約の締結）

第二百三十四条 （略）

2～4 （略）

5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。

6 （略）

◇地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）

第十二条の四の二 地方自治法第二百三十四条第五項の総務省令で定めるものは、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号に規定する電子署名とする。

2 電子情報処理組織を使用して契約内容を記録した電磁的記録を作成した場合における前項の電子署名は、当該電子署名を行つた者を確認するために必要な事項を証する次に掲げる電子証明書と併せて送信されるものに限るものとする。

一 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第二条第二項第二号に定める電子証明書

二 その他総務大臣が定める電子証明書

◇総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

施行規則（平成 15 年総務省令第 48 号）

（定義）

第二条 この省令において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、情報通信技術活用法において使用する用語の例による。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

二 電子証明書 次に掲げるもの（行政機関等が情報通信技術活用法第六条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）をいう。

イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する署名用電子証明書

ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）

ハ 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

◇地方自治法施行規則第十二条の四の二第二項第二号に規定する総務大臣が定める電子証明書を定める件（令和 2 年総務省告示第 273 号）

地方自治法施行規則第十二条の四の二第二項第二号の総務大臣が定める電子証明書は、地方公共団体情報システム機構が地方公共団体組織認証基盤において作成する職責証明書とする。